

資材、機材の調達方法を工夫したことによる費用の縮減に
対して助成を認める期間の設定について(案)

助成を認める期間の設定について

現行の運用指針には、「資材又は機材の調達を工夫したことによる費用の縮減」に対して助成を認める有効期間の規定はない。

〔課題〕

同一の調達方法の工夫による費用の縮減に対して、いつまでも助成し続けるのではなく、さらに新たな調達方法の工夫を促すため、同一の調達方法の工夫に対する助成について、適正な有効期間を設定する必要があるのではないか。



〔対応方針(案)〕

認定された調達方法の工夫による**最初の調達の契約年月日を起算日とし、起算日から5年間**は助成を認める。

他社が同様の工夫を実施した場合の取り扱い

〔課題〕

資材、機材の調達方法の工夫について認定を受けた会社以外の会社が、同一の工夫を実施し費用を縮減した場合、助成の対象とすべきか。



- ・ これらの調達方法自体は、会社が考案した方法ではなく、従来からあったものであり、新たな調達方法を導入することに対して助成するものではない(新技術・新工法とは異なる)。
- ・ 他の会社も同様の工夫を実施することで、更なる費用の縮減が期待できる。



〔対応方針(案)〕

資材、機材の調達方法の工夫について認定を受けた会社以外の会社が、同一の工夫を実施し費用を縮減した場合についても、有効期間内に限り助成を認める。